

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認茨城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 17件

国民年金関係 11件

厚生年金関係 6件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社（現在は、A社C支社。以下同じ。）における資格取得日に係る記録を昭和60年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月1日から同年12月2日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支社に勤務していた昭和60年4月1日から同年12月2日までの期間について記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、学校を卒業した昭和60年4月からA社B支社に臨時社員として勤務していた。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所にA社C支社における申立人の雇用保険の加入記録を照会したところ、申立人の旧姓名による昭和60年4月1日から61年3月28日までの加入記録が確認できることから、申立人が申立期間においてA社B支社に勤務していたことが確認できる。

また、A社が臨時社員を採用する際には、同社の管理規定において、臨時社員を雇用する場合については、必ず社会保険に加入させる旨が規定されており、この点について、A社B支社からは、同管理規定に従った取扱いが行われていたものと思料されるところの旨の回答が得られている。

さらに、A社C支社長は、申立期間を含む昭和60年4月1日から61年3月31日までの期間について厚生年金保険に加入していたことを申立人に送付した文書により認めている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険料を給与から、事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁のオンライン記録により、申立人がA社B支社において厚生年金保険被保険者資格を取得した時点における標準報酬月額が9万2,000円であることが確認できることから、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張しているものの、仮に、事業主から申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年4月2日に訂正し、申立期間のうち、同年4月から同年9月までの標準報酬月額を2万円とし、同年10月から40年5月までの標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月2日から40年6月1日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、本社に勤務していた昭和39年4月2日から40年6月1日までの期間について記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和39年4月にA社B工場からC区所在の同社本社に転勤し、申立期間については本社に継続して勤務しており、その後、本社がD区に移転したことにより、D区所在の本社に勤務することとなった。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社における社会保険担当者及び同僚の証言並びに退職金支給明細書の計算期間の記載内容から判断すると、申立人が入社してから退職するまで同社に正社員として継続して勤務していたことが確認できる上、昭和38年8月に同社B工場からC区所在の同社本社に転勤したとする同僚からは、申立人の転勤した時期については不明確であるものの、同社B工場において申立人と一緒に勤務した後、間を置かずにC区所在の同社本社でも一緒に勤務した記憶があり、申立人は自身と同時期に転勤したとする旨の証言が得られていることから判断すると、申立内容どおり申立人が39年4月に同社B工場から同社本社に異動したものと推認できる。

また、申立期間当時の複数の同僚からは、A社では、正社員についてはすべて厚生年金保険に加入していたはずである旨の証言が得られた上、申立人の転勤時期と近接した時期に同社B工場から同社本社に転勤した同僚に係

る厚生年金保険の加入記録については、転勤の際も一部の同僚を除いて空白期間がみられないことから判断すると、申立人は、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険の適用事業所については、申立期間当時、A社の名称によりC区及びD区の2か所に存在していたところ、申立人は、C区所在の同社本社に勤務していたと主張しているが、申立人が申立期間当時と一緒に勤務していたとする者で申立期間当時にC区又はD区所在の同社において厚生年金被保険者資格を有していた14人のうち、13人についてはD区所在の同社において同資格を有していたことが確認できる上、そのうちの複数の同僚からは、実際に申立期間当時にC区所在の本社に勤務していた旨の証言が得られ、当時の社会保険担当者からは、C区所在の同社に勤務していた者でも、D区所在の同社が適用事業所になった昭和38年11月1日以降については、同区所在の同社において厚生年金保険に加入していた旨の証言が得られたことから、申立期間に係る適用事業所についてはD区所在の同社とすることが妥当である。

加えて、申立期間の標準報酬月額については、本来、昭和39年10月に定時決定が行われるべきところ、申立人の転勤時期に近接した時期にA社B工場からC区又はD区所在の同社に転勤した同僚17人のうち、9人については同社B工場における最後の標準報酬月額と同額で同社本社における厚生年金保険被保険者資格時の標準報酬月額が定時決定されていることから、39年4月から同年9月までの期間については2万円とし、社会保険事務所が管理する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の同資格の再取得に係る40年6月の記録が2万4,000円となっていることから、39年10月から40年5月までの期間については2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社に係る商業登記簿により同社が昭和54年12月2日に解散したことが確認でき、また、当時の事業主については、連絡先が不明である上、回答が得られた同僚からは事業主が既に他界している旨の証言が得られたことから、確認できないものの、仮に、事業主から申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合、その後に厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届が提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が同届を記録しないと考えることから、事業主から申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年7月21日から52年8月21日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を52年8月21日に訂正し、51年7月から同年9月までの標準報酬月額を15万円とし、同年10月から52年7月までの標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年5月1日から同年7月1日まで  
② 昭和48年1月20日から同年6月21日まで  
③ 昭和51年7月21日から52年8月23日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、B社に勤務していた昭和41年5月1日から47年7月1日までの期間並びにA社に勤務していた48年1月20日から同年6月21日までの期間及び51年7月21日から52年8月23日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。各申立期間内にB社及びA社に勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険にも加入していたはずなので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 公共職業安定所からの回答により、A社における申立期間③の大半を含む昭和48年1月23日から52年8月20日までの期間に係る同社における申立人の雇用保険被保険者記録が確認できることから、申立期間③当時に申立人が同社に勤務していたものと推認できる。

また、社会保険事務所が管理するA社の厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が昭和51年7月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認できるものの、その処理日については53年7月21日となっており、同資格の喪失日から2年が経過している上、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年3月21日より後の日付となっている。

さらに、社会保険事務所が管理するA社の厚生年金保険被保険者名簿では、昭和51年10月に報酬月額算定基礎届が提出され、標準報酬月額の定

時決定が行われ、後にそれが抹消された記録が確認できるが、報酬月額算定基礎届の基準日であるはずの同年8月1日より前に申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、申立人に係る同資格の喪失の記録を前提にすると、申立人に係る報酬月額算定基礎届については社会保険事務所に提出されないことから、申立人の記録には不合理な点が認められる。

加えて、申立人と同一日にA社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した者は申立人を含めて18人存在するところ、社会保険事務所が管理する同社の厚生年金保険被保険者名簿の表紙部分には、「運転者については、リース方式の者は使用関係が無いと判断し、昭和51年7月21日付けで喪失させている（社長申出による）」との記載があり、その傍らに、53年4月20日の日付が記載され、同社の代表取締役をはじめとした役員及び担当者計4人の名刺が貼付されている。この記録から判断すると、同一日に一連の処理を行う旨の申出が事業主から社会保険事務所に対して行われたものと推測できる。この点について、昭和51年7月21日付けでA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失している18人及び同日以外の日付により同資格を喪失し、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日より後に、さかのぼって同資格の喪失処理が行われた記録がある者10人の計28人のうち、存命中で連絡先が判明した19人に、リース方式による勤務の有無について照会したところ、11人から回答が得られた。このうち、申立人と同一日の昭和51年7月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した者のうち、3人からは自身の勤務形態についてリース方式ではなかった旨の回答が得られ、他方、別の日付で同資格を喪失した者のうち、二人からは自身の勤務形態についてリース方式であった旨の回答が得られており、これらのことから判断すると、社会保険事務所が管理するA社の厚生年金保険被保険者名簿に係る表紙の記載については、当時の従業員の勤務実態と整合していないものと考えられる。

また、仮に、社会保険事務所が管理するA社の厚生年金保険被保険者名簿の表紙に記載されているとおり、リース方式の者については使用関係が無い場合、当初からリース方式であった者については、入社当初から同社との間に使用関係が無いことになることから、厚生年金保険被保険者資格の取得時にさかのぼって同資格を取り消す処理を行うべきところ、入社当初よりリース方式であったと回答している同僚について当該処理は行われておらず、このことについても不合理な点が認められる。

さらに、申立人は、自身の勤務形態について、リース方式ではなかったと主張しており、事実、同僚からは、申立人が主張する給与の受領形式について、リース方式の勤務をしていなかった同僚の給与の受領形式と一致している旨の証言が得られており、申立人は、リース方式の勤務をしていなかったものと推認できることから、申立人はリース方式の勤務をしていたとは言えず、ほかに申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失する理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間③について、雇用保険の離職日である昭和52年8月20日までA社に勤務していたものと認めら

れ、また、申立人が申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③のうち、昭和 51 年 7 月から同年 9 月までの標準報酬月額については、申立人の A 社における同年 7 月 21 日の厚生年金保険被保険者資格喪失時の記録により、15 万円とし、同年 10 月から 52 年 7 月までの標準報酬月額については、社会保険事務所が管理する同社の厚生年金保険被保険者名簿において取り消されている 51 年 10 月の標準報酬月額定時決定の記録により、16 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は昭和 53 年 3 月 21 日に適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主と連絡が取れないため、当時の具体的な状況については不明であるが、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届が同年 7 月 21 日に提出され、その結果申立人に係る 51 年 10 月の標準報酬月額定時決定の記録が取り消されていることから、仮に、事業主が申立期間③に係る保険料を一度社会保険庁に納付していたとしても、さかのぼって同資格喪失届が提出された結果、当該期間に係る保険料は事業主に還付されていると考えられ、その結果、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、B 社に勤務していた申立期間①について厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、申立期間①に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所が管理する B 社の厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が昭和 41 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、42 年 4 月 21 日に同資格を喪失したことが確認でき、同社が新たに厚生年金保険の適用事業所となった 40 年 8 月 1 日から 41 年 7 月 1 日までの期間について申立人の同資格の取得については確認できない。

さらに、申立人は、昭和 41 年 5 月 1 日に C 社から同僚 4 人と共に B 社に移ったと主張しているが、この同僚 4 人の同社に係る社会保険庁の記録では、このうちの 3 人については同年 6 月 1 日に、もう一人については同年 8 月 1 日に、それぞれ厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できることから、同社では、採用時に従業員全員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと推認できる。

加えて、申立期間①当時の B 社に勤務していた複数の同僚に照会したものの、申立人に係る当時の厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

また、公共職業安定所に照会したところ、申立期間①に係る B における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答があった。

- 3 A 社に係る申立期間②については、雇用保険の記録により、申立人が昭和 48 年 1 月 23 日に被保険者資格を取得し、52 年 8 月 20 日に離職したこ



とが確認できることから、申立人が申立期間②の大半については同社に勤務していたことが確認できるものの、厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所が管理するA社の厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が昭和48年6月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認でき、同社が東亜自動車株式会社の事業所名により新たに厚生年金保険の適用事業所となった30年6月1日から48年6月21日までの期間について申立人の同被保険者資格の取得については確認できない。

さらに、申立期間②当時のA社における同僚として申立人が名前を挙げた者は、既に他界しているため、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用については確認できない。

加えて、申立期間②及び③当時のA社に勤務していた同僚23人に照会したところ、15人から回答が得られ、このうち、同僚が主張する自身の入社日より、社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者名簿において確認できる厚生年金保険被保険者資格取得日の方が後である者が7人存在することから判断すると、同社では、採用時に従業員全員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった事情がうかがえる。

4 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月1日から同年8月13日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年7月1日とし、資格喪失日に係る記録を同年8月13日とし、同年7月の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月1日から同年8月13日まで  
私は、申立期間当時、友人に誘われて入社したA社に勤務していた。厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる昭和46年7月分及び同年8月分の給与明細書を保管しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人が保管している給与明細書については、社名及び支払日の記載が無いものの、申立期間当時の同僚からは、当該給与明細書が当時のA社において臨時的に使用されていた給与明細書の様式である旨の証言が得られたことから、真正なものと認められる。

また、当該給与明細書により、申立人が申立期間当時にA社に勤務し、昭和46年7月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間のうち、昭和46年7月の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額により、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ

同資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 46 年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立人は、昭和 46 年 8 月分の厚生年金保険料についても事業主により給与から控除されていたと主張しているが、申立人が保管している同月分の給与明細書には、「18 日分」と記載されていることが確認できる上、申立人自身も同年 8 月 12 日に退職した旨を主張している。

また、申立期間当時の A 社における同僚 9 人に照会したものの、申立人が昭和 46 年 8 月末日まで同社に勤務していたことが推認できる証言は得られなかった。

さらに、A 社が平成 3 年 7 月に商号変更した B 社からは、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に他界しており、関係資料も残存していないため、申立人との雇用関係については不明である旨の回答が得られた。

このほか、昭和 46 年 8 月 13 日から同年 8 月 31 日までの期間について申立人と A 社との間における雇用関係について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、昭和 46 年 8 月分の厚生年金保険料を事業主により同年同月分の給与から控除されていることが確認できるものの、申立人は、同年 8 月 13 日から同年 8 月 31 日までの期間については当該事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和47年3月25日）及び資格取得日（同年6月20日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月25日から同年6月20日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和47年3月25日から同年6月20日までの期間について記録が無かった旨の回答を受けた。A社には昭和47年2月1日から同年8月25日に退社するまで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和47年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年3月25日に同被保険者資格を喪失後、同年6月20日に同社において再度同被保険者資格を取得しており、同年3月25日から同年6月20日までの申立期間について同被保険者記録が無い。

しかし、申立期間当時にA社に勤務していた同僚からは、申立人が申立期間当時において同社に継続して勤務していた旨の証言が得られた。

また、申立人から提出された転職先のB社で交付された昭和47年分給与所得の源泉徴収票の「支払金額58万1,607円」から、B社の給与明細書による同年の給与支払額25万721円を差し引いた金額33万886円が、適用欄に記載されている「A社、支払金額32万6,386円」とおおむね一致することから、A社の給与分を含んでいると考えられる。

さらに、源泉徴収票の「社会保険料の金額2万7,594円」から、B社の給与明細書による同年の社会保険料控除額1万3,669円を差し引いた金額1万3,925円が、A社における申立期間前後の標準報酬月額から算出した申立

期間の社会保険料 1 万 2,864 円と近似値であることから、A社において、給与から社会保険料が控除されていたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録により、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料についての納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）C支店における資格取得日に係る記録を昭和37年6月1日とし、資格喪失日に係る記録を38年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月1日から38年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和37年6月1日から38年4月1日までの期間について記録が無かった旨の回答を受けた。私は、35年3月にD社に入社し、58年7月に退職するまで、社名の変更はあったものの、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された健康保険厚生年金保険雇用保険被保険者名簿については、申立人が平成3年にB社から入手したものであり、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が昭和37年6月1日と記載されている。当該名簿については、標準報酬月額の定時決定が行われた記録があり、その最も古い記録が昭和49年10月のものであることが確認できることから、申立期間当時に作成されたものではないものと推認できる。

しかし、当該名簿に登載されている申立人を除く9人の氏名、生年月日及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号については、すべて適正かつ真正なものと判断でき、A社が加入するE健康保険組合が被保険者の管理に使用している健康保険被保険者番号が申立人の欄にも記載されていることから、申立人が同健康保険組合に加入し、健康保険料を給与から控除されていたものと推認できる。このことを前提とすると、申立期間当時においては健康保険への加入と同時に厚生年金保険にも加入することとされていたことから、事業主には申立人を厚生年金保険に加入させている認識があったものと推認で

きる。

また、申立期間当時のA社に勤務していた者のうち、申立人が名前を挙げた者4人を含む存命中で連絡先が判明した同僚9人に照会したところ、回答が得られた7人のうち、申立人が名前を挙げた3人を含む5人からは、申立人が同社において長距離トラック運転手として勤務していた旨の証言が得られた上、3人からは、同社には労働組合があったため、雇用と同時に自動的に社会保険に加入した旨の証言が得られている。

さらに、申立人と同様に、昭和37年6月1日にF社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、かつ、38年4月1日にA社C支店において同資格を取得している者の記録を見ると、申立人を除く18人全員が、A社C支店において37年6月1日に同資格を取得し、38年4月1日に同資格を喪失していることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間の直前の事業所であるF社における厚生年金保険被保険者資格喪失時の標準報酬月額と申立期間の直後に勤務した事業所であるA社C支店の同被保険者資格取得時の標準報酬月額が、いずれも3万6,000円であることから、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は不明としているものの、仮に、事業主から申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合、その後に同被保険者報酬月額算定基礎届及び資格喪失届が提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が同届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から45年3月までの期間及び51年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年5月から45年3月まで  
② 昭和51年4月から53年3月まで

私は、A社の見習いをしていた20歳のときに、上司に国民年金の加入手続を依頼し、給与から国民年金保険料が天引きされ、その上司が保険料を納付していたので、申立期間①の保険料が未納となっていることは考えられない。

また、申立期間②の保険料については、A社のB機関が代行して、妻の分と併せて納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった時点で、その上司が、国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料を納付していたと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、昭和45年5月12日又は同年同月13日と考えられ、この時点では、申立期間①の一部については時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、その上司が国民年金の加入手続を行い、申立期間①保険料を納付していたと主張しているが、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、その上司も既に他界しているため、申立期間①当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、B機関が保管する申立人に係る書類の中のC市の住民票の写しにより、昭和51年5月10日にD市からC市E町に転入したことが確認できるが、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の住所変更



欄には、49年7月25日に「D市」、53年3月31日に「F村G」の記載があるものの、「C市E町」の記載は無く、かつ、C市役所が管理する申立人に係る国民年金被保険者名簿には、住所欄に「C市H町」、補記欄に「昭和49.7移管」の記載がそれぞれ確認できるものの、51年5月に「C市E町」に転入したことを示す記載は無く、事実、申立人がD市からC市に転入した際に国民年金の住所変更手続を行った形跡は見当たらないことから、申立期間②に係る納付書については発行されなかったものと推認でき、申立人及びその妻の保険料を納付していたB機関において保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人及びその妻に係る保険料の納付を代行していたB機関I支部に係る両申立期間当時の担当者からは、国民年金の加入手続及び住所変更手続並びに過年度保険料の納付については行っていない旨の証言が得られ、事実、両申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その上、申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月まで

私が結婚して会社を退職した時点で、夫が加入するA機関が、国民年金の加入手続を行ってくれて、国民年金保険料についても夫の分と併せて納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A機関が保管するその夫に係る書類の中のB市の住民票の写しにより、昭和 51 年 5 月 10 日にC市からB市D町に転入したことが確認できるが、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の住所変更欄には、49 年 7 月 25 日に「C市」、53 年 3 月 31 日に「E村F」の記載があるものの、「B市D町」の記載は無く、かつ、B市役所が管理する申立人に係る国民年金被保険者名簿には、住所欄に「B市G町」、補記欄に「昭和 49. 7 移管」の記載がそれぞれ確認できるものの、51 年 5 月に「B市D町」に転入したことを示す記載は無く、事実、申立人がC市からB市に転入した際に国民年金の住所変更手続を行った形跡は見当たらないことから、申立期間に係る納付書については発行されなかったものと推認でき、申立人及びその夫の保険料を納付していたA機関において保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人及びその夫に係る保険料の納付を代行していたA機関H支部に係る両申立期間当時の担当者からは、国民年金の加入手続及び住所変更手続並びに過年度保険料の納付については行っていない旨の証言が得られ、事実、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和40年8月から54年2月までの期間、平成8年3月から9年2月までの期間及び9年6月から15年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成2年9月から5年2月までの期間、6年3月から8年2月までの期間及び9年3月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付記録を訂正する必要がない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年8月から54年2月まで  
② 平成2年9月から5年2月まで  
③ 平成6年3月から15年2月まで

複数の会社に勤務し、その都度、国民年金保険料を会社に納付してきた。間違い無く納付していたが、会社がその保険料をきちんと納付していたかどうかは分からない。

しかし、申立期間の保険料について、確実に納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和61年1月8日から同年同月22日までの間と考えられ、この時点では、申立期間①については時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、各申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、i)申立期間①については、国民年金被保険者資格を有しておらず、昭和40年8月から同年10月までの期間及び同年12月から41年2月までの期間については厚生年金保険被保険者期間として平成11年に脱退手当金を受給していること、ii)申立期間②については既に保険料が納付済みとなっており、納付記録を訂正する必要がないこと、iii)申立期間③のうち、平成6年3月から8

年2月までの期間及び9年3月から同年5月までの期間については既に保険料が納付済みとなっており、納付記録を訂正する必要がなく、同年6月から15年2月までの期間については国民年金被保険者資格を有しておらず、8年3月から9年2月までの期間については厚生年金保険被保険者期間として11年に脱退手当金を受給していること、などから申立人の主張には不合理な点が認められる。

さらに、各申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに各申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①並びに申立期間③のうち、平成8年3月から9年2月までの期間及び9年6月から15年2月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間②並びに申立期間③のうち、平成6年3月から8年2月までの期間及び9年3月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付記録を訂正する必要がない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていた。50 年 3 月に A 町（当時）から B 市に転入し、1 年以上経過しても保険料の納付書が届かなかつたが、その後、B 市役所の職員が自宅に来て、保険料が未納であることを知った。申立期間の保険料については、当該職員に納付書の発行を依頼し、郵送されてきた 4 分割の納付書に従い、B 市役所の窓口において納付した記憶がある。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 3 月 8 日に A 町から B 市に転入し、その後 1 年以上経過してから申立期間に係る納付書が郵送されてきたので、保険料を納付したと主張していることから、この時点では、申立期間の保険料については過年度保険料であると考えられ、過年度保険料については、通常、日本銀行歳入代理店に指定された金融機関においてのみ納付することができることから、申立期間の保険料を B 市役所の窓口において納付したとする申立人の主張には矛盾が認められる。

また、申立人は、当初、B 市に転入後、4 年ないし 5 年経過してから自宅に同市役所職員が戸別訪問に来たと主張するなど、申立期間に係る保険料の納付時期及び納付金額についての申立人の記憶は不確かである。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から46年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和44年12月から46年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。

母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料については、私が母に渡した給与から母が納付していた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が国民年金の加入手続を行ったものの、その母からは加入時期及び保険料の納付状況について何も聞いていないと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、申立人が所持する国民年金手帳における保険料の最初の検認年月日が昭和46年10月1日となっていることから、そのころと考えられ、その時点では、申立期間の保険料については現年度納付することができず、申立期間の保険料を過年度納付した形跡もうかがえない。

また、申立人は、自身が婚姻するまでその母が保険料を納付していたと主張していることから、申立人の母が保険料を納付していた期間については、昭和44年12月から46年12月までの間と推認でき、この一部期間については、第1回特例納付実施期間（昭和45年7月1日から47年6月30日まで）に該当し、申立期間のうち、特例納付による納付可能期間が44年12月から45年6月までの保険料であったところ、申立期間の保険料の納付に係る申立人の記憶が不確かであるため、申立期間当時の保険料の納付状況が不明であり、事実、申立期間の保険料を後からまとめて納付した形跡もうかがえない。



さらに、申立人は、その母が申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、その母も既に他界しているため、申立期間当時の具体的な保険料の納付状況が不明である。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 6 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月から 44 年 3 月まで  
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 42 年 6 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていた。  
私は、昭和 42 年ごろに国民年金の加入手続きを行い、保険料については毎月 400 円程度を市役所の窓口において納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、申立人の前の任意加入者の国民年金手帳記号番号及び申立人の保険料の納付状況により、昭和 44 年 6 月 26 日から同年 7 月までの間と考えられ、この時点では、申立期間の保険料については過年度保険料となるどころ、過年度保険料については、通常、日本銀行歳入代理店に指定された金融機関においてのみ納付することができることから、申立期間の保険料を市役所の窓口において納付したとする申立人の主張には矛盾が認められる。

また、申立人は、A 市役所において申立期間の保険料を毎月 400 円程度納付していたと主張しているが、昭和 42 年 1 月から 43 年 12 月までの国民年金保険料については月額 200 円、44 年 1 月から 45 年 6 月までの保険料については月額 250 円であり、かつ、申立期間当時の A 市役所における保険料の収納単位は 3 か月単位であったことが確認できることから、申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人は、昭和 46 年 4 月から同年 9 月までの保険料を同年 10 月 11 日に、同年 10 月から同年 12 月までの保険料を同年 12 月 22 日に、47 年 4 月から同年 9 月までの保険料を同年 11 月 20 日に、それぞれ一括納付したこ

とを記憶しており、申立期間の保険料を後からまとめて納付したとは主張しておらず、事実、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月から平成元年 3 月まで

私は、平成 2 年 2 月 26 日に結婚して、夫の被扶養者となり、同年同月 28 日に国民年金の加入手続を行った。A 村役場（当時）において、「3 年間しかさかのぼって保険料を納付できない」と言われたので、昭和 62 年 3 月から平成 2 年 2 月までの保険料 25 万円ないし 30 万円を一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

また、平成 2 年 12 月 25 日に、昭和 63 年 10 月から平成元年 3 月までの保険料を納付しており、この期間の保険料については二重に納付したことになるので、この取扱いについて納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 2 年 2 月に、A 村役場において申立期間の保険料を一括納付したと主張しているが、過年度保険料については、通常、日本銀行歳入代理店に指定された金融機関において納付することとなるため、申立内容には不合理な点が認められる。

また、申立人は、平成 2 年 2 月 28 日に、さかのぼって申立期間の保険料を納付したと主張しているが、この時点では、昭和 63 年 1 月以降の期間の保険料しか納付することはできない。

さらに、申立人は、平成 2 年 10 月に「国民年金集合徴収（年金相談）案内状」が送付され、同年 11 月に「催告状」が送付されてから、同年 12 月 25 日に昭和 63 年 10 月から平成元年 3 月までの保険料を過年度納付しており、この時点では、昭和 63 年 9 月以前の期間については時効により保険料を納付することはできない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、ほ

かに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月及び同年9月

夫は、平成元年8月に会社を辞め、A市役所の窓口で国民年金の加入手続を行い、私も、同時に国民年金第3号被保険者資格の喪失届を提出し、第1号被保険者資格を取得して保険料を納付した。申立期間の保険料については、金融機関において納付書により夫の保険料と一緒に納付しており、事実、夫の分が納付済みとなっているにもかかわらず、私の分のみが未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年8月ごろに、A市役所に国民年金第3号被保険者資格喪失届を提出するとともに、国民年金第1号被保険者資格を取得して申立期間の保険料を納付したと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録により、平成3年10月22日に、元年8月にさかのぼって国民年金第3号被保険者喪失届を提出し、国民年金第1号被保険者資格を取得したことが確認できることから、3年10月時点では、申立期間のうち、元年8月については時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、社会保険庁の記録により、平成3年11月28日から4年4月16日にかけて合計6回にわたり元年10月から3年3月までの保険料を過年度納付したことが確認できることから、それぞれの時点では、申立期間については時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年1月まで

私は、昭和36年4月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、2か月ごとに来ていた区役所の集金人を通じて定期的に納付していた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年2月3日に国民年金に任意加入しているが、この時点では、任意加入者であるため、さかのぼって申立期間の保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、昭和36年4月に国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間については国民年金被保険者資格を有しておらず、厚生年金保険加入者との婚姻（昭和31年6月）による合算対象期間（カラ期間）であり、国民年金被保険者資格を有していないことから、申立内容に不合理な点が認められる。

さらに、申立人は、申立人が国民年金に加入する数年前から国民年金被保険者となっている近隣の住人に話を聞き、昭和36年4月から保険料を納付し始めたことと主張しているが、同年同月以前は、国民年金制度が施行されていないことから、申立人の主張には矛盾が認められる。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ



とはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から48年3月まで  
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和45年4月から48年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。  
私は、昭和45年5月に結婚し、その後、夫の分を併せた二人分の保険料を一緒に納付していた。  
このため、申立期間について、夫の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和48年10月26日から同年12月6日までの間と考えられ、この時点では、申立期間の過半については時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、その夫の分と一緒に申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、昭和48年度第3回目保険料の納付年月日については、申立人が49年1月7日であり、その夫が48年11月13日であることが確認できることから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を後からまとめて納付した記憶は無いと主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立期間の昭和54年1月から同年12月までの期間及び55年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年1月から同年12月まで  
② 昭和55年1月から同年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和54年1月から同年12月までの期間及び55年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

私は、昭和55年2月ごろ、国民年金に加入し、過去の分の保険料をさかのぼって納付できることを教えてもらい、5万円くらいまとめて納付した。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和57年7月14日から同年同月31日までの間と考えられ、この時点では、両申立期間については時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立期間①を含む昭和55年1月から56年4月までの期間については保険料納付の免除期間となっており、かつ、申立人が55年当時の保険料額により納付できる同年4月から同年6月までの保険料を57年7月30日に追納したことが確認できる上、免除期間であった55年10月から56年4月までの期間及び62年2月から63年4月までの期間の保険料を平成2年10月16日に追納したことが確認できることから、この時点では、申立期間②については、時効により保険料を追納できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定

申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月から 49 年 10 月まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和47年3月から49年10月までの期間について記録が無かった旨の回答を受けた。A社には47年3月から勤務していた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは、当時の同僚の証言及び雇用保険の加入記録（昭和47年3月2日から50年5月30日までの期間）により推認できるものの、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所が管理するA社の厚生年金保険被保険者原票により、申立人が昭和49年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、50年5月31日に同資格を喪失していることが確認できるとともに、同原票では、他者の記録において申立期間内の47年10月及び48年10月に標準報酬月額の時決定が行われたことが確認できることから、複数回にわたり申立人の記録のみが欠落したものは考え難い。

さらに、A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届確認通知書」により、申立人が昭和49年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、雇用期間の一部について提出された申立人に係る「諸給与支払内訳明細書」では、申立期間内の47年3月分及び同年4月分については、給与から失業保険料の控除に係る記載が確認できるものの、健康保険料及び厚生年金保険料の控除に係る記載が無いことが確認でき、他方、厚生年金保険の加入記録がある50年1月分及び同年2月分については、給与から失業保険料、健康保険料及び厚生年金保険料が控除された記載が確認できる。

加えて、A社からは、申立期間当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて、「厚生年金保険には、強制的に加入させていたが、給与から保険

料を控除するため、本人が希望しない場合は加入させていなかった。当時は、給与の手取り額が減るのを嫌って厚生年金保険への加入を希望しない人がいた。」とする旨の証言が得られた。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 3 月 21 日から 60 年 2 月 20 日まで  
② 昭和 60 年 3 月 21 日から 61 年 7 月 20 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場（現在は、C社。以下同じ。）に勤務していた昭和 59 年 3 月 21 日から 60 年 2 月 20 日までの期間及びD社（現在は、E社。以下同じ。）に勤務していた同年 3 月 21 日から 61 年 7 月 20 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。保険料に関して具体的な資料は所持していないが、厚生年金保険に加入していたはずなので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A社B工場及びD社に勤務していた両申立期間に厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

2 公共職業安定所に照会したところ、A社B工場における申立期間①の大半を含む昭和 59 年 4 月 10 日から 60 年 2 月 20 日までの期間に係る同社における申立人の雇用保険被保険者記録が確認できることから、申立期間①のうち、59 年 4 月 10 日以降の期間については申立人が同社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立人は、A社B工場に臨時工として入社したと主張しており、同社に申立期間①当時の厚生年金保険の適用に係る取扱いについて照会したところ、当時、正社員については厚生年金保険に全員加入させ、臨時工については、不確かではあるが、加入させた者とそうでない者が混在し、本人の希望により厚生年金保険への加入の有無を決定していたこともあったとする旨の証言が得られ、事実、同社から提供された申立期間①に近接した時期に入社した臨時・有期工 82 人の厚生年金保険の加入の有無につい



て、社会保険庁の記録により調査したところ、4割強に当たる34人が同社での勤務時における厚生年金保険の加入記録が無かった。

また、上記82人のうち、社会保険に加入していなかった者一人については連絡先が判明し、照会したところ、社会保険への加入は本人の意思に委ねられていた旨の証言が得られたことから、申立期間①当時のA社B工場では、臨時・有期工については一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

さらに、F企業年金基金に照会したところ、申立期間①に係る厚生年金基金の加入記録が無い旨の回答が得られた。

- 3 公共職業安定所に照会したところ、D社における申立期間②を含む昭和60年2月21日から平成元年1月20日までの期間に係る同社における申立人の雇用保険被保険者記録が確認できることから、申立期間②当時に申立人が同社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立人はD社に臨時工として入社したと主張しており、申立期間②当時の同社における社会保険関係事務担当者に当時の社会保険の適用に係る取扱いについて照会したところ、臨時・有期工については、採用時に雇用保険には加入させていたが、厚生年金保険には任意加入の取扱いであった旨の証言が得られた。

また、申立人と同時期に転勤等ではなく厚生年金保険被保険者資格を取得した申立人と生年月日が近い者は7人存在し、このうち連絡先が判明した6人のうち、回答が得られた2人からは、申立人に係る申立期間当時の厚生年金保険の適用について具体的な証言は得られなかった。

- 4 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 157

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月から24年7月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和22年3月から24年7月までの期間について記録が無かった旨の回答を受けた。当時のA社では、従業員が50人ないし60人おり、私は注射器の針先のすり合わせの仕事をしていた。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時のA社B工場に勤務していたことは、社会保険事務所が管理する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人が名前を挙げた同僚が登載されていることにより推認できるものの、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立期間に係る社会保険事務所が管理するA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、社会保険事務所が管理するA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、健康保険整理番号125番の厚生年金保険被保険者の資格取得年月日が昭和20年10月10日であるのに対し、同整理番号126番の同被保険者に係る資格取得年月日については25年7月1日となっていることから、同社では、約5年間にわたり厚生年金保険被保険者資格を新たに取得した者が存在しない上、かつ、申立人及びその同僚は、申立期間当時の同社の従業員数が50人ないし60人であったと証言しているものの、23年6月4日に行われた健康保険厚生年金保険被保険者名簿の書き換え時における同社の厚生年金保険被保険者数が15人であったことから、当時、多数の従業員が厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。

加えて、社会保険事務所の記録では、A社B工場は、昭和50年8月29日に

厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、その当時の事業主に照会したものの、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

また、申立期間当時のA社B工場における複数の同僚に照会したものの、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 10 日から 42 年 12 月 31 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 38 年 5 月 10 日から 42 年 12 月 31 日までの期間について、脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答を受けた。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後に脱退手当金の支給決定が行われているとともに、申立期間の脱退手当金の実支給額が法定支給額と一致しており、計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間当時の脱退手当金の取扱いについて、A社に照会したところ、当時の社会保険事務担当者は既に他界しており、脱退手当金の代理請求については不明としているものの、当時、脱退手当金についての説明は行っていた旨、かつ、当時、退職金については支給していたものの、退職金と脱退手当金の合算支給については不明である旨の回答が得られた。

さらに、社会保険事務所の記録では、A社において、昭和 39 年から 44 年までの間に厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性は、申立人を含めて 27 人存在し、そのうち 12 人が脱退手当金の受給権を有していたところ、実際に脱退手当金を受給した記録があるのは申立人を含めて 5 人おり、そのうち連絡先が判明した二人からは、脱退手当金については受給した旨の証言が得られた。

加えて、社会保険事務所が管理するA社の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を受給した記録がある5人のうち4人に、支給済みであることを示す「脱」の表示が記載されている。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見

当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 159

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年6月15日から同年8月1日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和33年6月15日から同年8月1日までの期間について記録が無かった旨の回答を受けた。申立期間については、A社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人がA社に勤務していた申立期間について厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が昭和29年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、33年6月15日に同資格を喪失したことが確認でき、当該喪失処理に手続上の不合理な点はみられない。

さらに、申立人の妻は、申立期間当時の上司の名前を挙げているものの、同上司は既に他界している上、申立期間当時のA社に勤務していた複数の同僚に照会したものの、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

加えて、A社は、昭和38年10月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿も廃棄処分となっているため、申立期間当時の役員等が把握できないことから、申立期間当時の状況について確認することができない。

また、A社は、昭和38年10月にB社と合併しており、その同社も平成15年10月にC社(現在は、D社)と合併しているため、D社に照会したものの、確認できない旨の回答であることから、申立人に係る申立期間当時の勤務状

況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 160

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月から27年3月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A大学医学部病院薬局で薬剤師として勤務していた昭和23年4月から27年3月までの期間について記録が無かった旨の回答を受けた。

A大学医学部病院薬局に昭和23年4月に採用されてから27年3月まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間のうち昭和23年4月1日から25年10月31日までの期間にA大学医学部病院薬局に勤務していたことは、同大学医学部人事課の回答により推認できるものの、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、A大学医学部から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の控えでは、申立人が昭和25年10月30日に健康保険被保険者資格を喪失した旨の届出が行われたことが確認できる上、健康保険に係る標準報酬月額については記載されているものの、厚生年金保険に係る標準報酬月額については記載されていないことが確認できる。

さらに、申立期間当時のA大学医学部病院薬局については、医療事業のため、厚生年金法第6条により、厚生年金保険の適用事業所の適用除外とされていたが、「教職員録」の同薬局に係る名簿により確認できる昭和26年9月当時に在職していた33人全員について調査したところ、薬局長を含む6人（男性）については25年5月1日又は同年12月1日から厚生年金保険被保険者となっており、それ以外の27人のうち、社会保険事務所が管理する厚生年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録により確認できた女性二人については、厚生年金保険法改正法（適用事業所の拡大）の施行日（昭和28年9月1日）以降の同年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認でき、残る25人については記録が確認できなかった。



加えて、A大学医学部から提出された昭和 26 年度の「教職員録」（昭和 26 年 9 月現在）には、申立人の名前が無いことから、申立人が 26 年 9 月以前に同大学医学部病院薬局を退職したものと推認できる。

また、申立期間当時の A 大学医学部病院薬局における同僚として申立人が名前を挙げた 5 人については既に全員他界している上、当時の複数の同僚に照会したものの、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について具体的な証言は得られなかった。

なお、公共職業安定所に照会したところ、昭和 20 年代の雇用保険の加入記録は確認できない旨の回答を得ている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。